

新地域連携可能性調査（ロシア）業務委託に係る企画提案に対する質問及び回答

受付番号	質問及び回答	
1	質問	【業務委託仕様書 4業務の内容 対象地域について】 「3地域（州又は地方）以上（県が指定する1～2地域を含む）」とあるが、県が指定される地域は既に決定しているか。決定していればご教示いただきたい。
	回答	本県が指定する地域は、契約後速やかに委託事業者に対してお伝えいたします。
2	質問	【業務委託公告 2企画提案の参加資格（2）について】 「本業務委託調査対象国であるロシアの現地調査が可能であること」とあるが、ロシアでの現地調査は、再委託もしくは外部協力者が行うことでもよいか。
	回答	現地調査を再委託もしくは外部協力者が実施することは可能です。
3	質問	【業務委託契約書（案） 第7条（再委託の禁止）について】 「乙は、委託業務の全部の処理を第三者に委任又は請け負わせてはならない。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、あらかじめ甲の承諾を得ること。」とあるが、委託料に対する再委託金額の割合あるいは金額の制限があるか。制限があればご教示いただきたい。
	回答	再委託の金額割合あるいは金額の制限はありません。ただし、業務委託契約書（案）第7条のとおり全ての業務を再委託することはできません。また、一部を委託する場合は、予め県の承諾を得た上で行ってください。
4	質問	共同企業体を結成することは可能か。これが可能な場合、企画提案参加申込書提出後に、新たに共同企業体を結成してもよいか。
	回答	参加申込提出時点の申込事業者の内容から変更が生じるため認められません。
5	質問	【様式第8号－1 受託実績整理表 提出者名について】 上記欄は、会社名を記入すればよいか。
	回答	お見込みのとおりです。参加申込事業者名をご記入ください。
6	質問	【業務委託仕様書 4業務の内容 （1）対象国及び対象地域の情報及びデータ収集について】 対象国対象地域は、調査業務開始段階で、山梨県からの提示並びに、調査受託者からの提案に基づいて、3地域を選定するという理解で正しいか。
	回答	調査対象地域について、県では本業務の受託者が、調査後に提案してくるものと、原則として想定しております。したがって、調査開始時に確定している地域は、県が指定する1～2地域のみとなります。言い換えれば、調査開始時には、県が指定するところを除く地域は確定しておりません。しかしながら、例えば、「調査受託者は自らが持つ情報やノウハウにより、調査業務開始段階において、選定する地域をある程度決めておき、調査業務を行う。」というような場合（※あくまでも1例です）も想定されるところであり、こうした考えを否定するものではありません。 調査受託者が提案する地域は、審査表の審査番号6のとおり、企画内容書において候補地の選定プロセスを提案していただくこととしておりますが、プレゼンでは、自由な発想のもと、業務の目的が達成されるような提案をお願いします。なお、調査地域は、県が指定する1～2地域を含む、3地域以上としてください。